

強風下における火災等への対応状況についての アンケート調査結果【未定稿】

I 調査方法

1. 対象

全消防本部（733本部）

2. 実施方法

統計調査系システムにおける「緊急オンライン調査業務」にて実施。

3. 実施期間

平成29年2月8日（水）～2月28日（火）

II 回収状況

733の全消防本部から回答が得られた。（回収率100％）。

※一部の設問については追加調査のため、697の消防本部からの回答となる。

（回収率95％）

Ⅲ 目 次

1.	危険区域.....	3
2.	ポンプ車・水利の整備	4
3.	火災発生時等の広報活動基準等	6
4.	応援.....	8
5.	水利.....	1 3
6.	消防団の装備	1 8
7.	情報.....	1 9
8.	訓練.....	1 9
9.	火災予防.....	2 0
10.	火災気象通報・火災警報	2 1
11.	住民避難	2 4

Ⅳ 調査結果

1. 危険区域

(1)

「本件火災のように木造建築物が密集した地域」を危険区域として指定し、特別の火災防ぎょ計画を策定していますか。

- 「Yes」 174本部 (24%)
- 「No」 559本部 (76%)

(2)

設問1の危険区域の指定にあたって、どのような考え方や手法を用いているか記載してください。

設問6で「Yes」と回答：174本部

【主な回答内容】

- 地勢
 - ・ 区域の地形、道路及び水利状況などを考慮し指定している。
 - 例) 一街区における消防ポンプ自動車進入限界地点から木造密集地域までの距離により指定 (ホース10本以上、50m以上、100m以上)
- 建築事情
 - ・ 建ぺい率、戸数、建築物の構造・密集度などを考慮し指定している。
 - 例) 一街区における木造建築物の割合により指定。(50～80%)
- 上記の地勢、建築事情等を複合的に勘案し「消防活動が困難地域」として指定している。
- 他機関の指標等
 - ・ 「防火地域」、「準防火地域」、「地震時等に著しく危険な密集市街地」、また「工業地域」などを用いて地域を指定している。
- その他
 - ・ 強風が予想される地域
 - ・ 危険物施設、アーケード商店街、旅館街
 - ・ 工業地域
 - ・ 延焼拡大の危険性が大きい地域
 - ・ 消防長又は消防署長が定める地域
 - ・ 予想焼失面積により指定。(600㎡以上、1,000㎡以上、10,000㎡以上)

2. ポンプ車・水利の整備

(1)

「本件火災のように木造建築物が密集した地域」のある署所におけるポンプ車・水利について、優先的な整備を実施していますか。

- 「Yes」 109本部（15%）
- 「No」 624本部（85%）

(2)

設問（1）で「Yes」と回答した場合、具体的な整備の内容を備考欄に記載してください。

設問（1）で「Yes」と回答：109本部

【主な回答内容】

- 車両・資機材
 - ・水槽車の配備
 - ・水槽付消防ポンプ車の配備
 - ・大容量送水システム及び大型水槽車の配備
 - ・CAFS（圧縮空気泡消火装置）搭載の消防ポンプ自動車を配備
 - ・車両の小型化
 - ・車両更新順の優先
 - ・消防団に配置する動力ポンプの増量配備
- 水利
 - ・消防水利の基準以上の優先的整備
 - ・他地域より優先して、耐震性貯水槽等を整備
 - ・消火栓の大口径化
 - ・仮設防火水槽の設置
- その他
 - ・「木密震災消防資機材キットコンテナ」を整備し、自然水利から取水及び送水できる体制を確保

(3)

設問(1)で「No」と回答した場合、実施しない理由についてお答えください。(複数選択可)

設問(1)で「No」と回答：624本部

- | | |
|-------------------------|------------|
| ○ 財政面に課題がある(設置及び維持管理費等) | 323本部(52%) |
| ○ 運用面に課題がある(人的な不足等) | 258本部(41%) |
| ○ 配置場所の確保に課題がある | 190本部(30%) |
| ○ 優先しなくてよいと考えている | 85本部(14%) |
| ○ その他 | 180本部(29%) |

【主な回答内容】

- ・木造建築物が密集している地域がない(10本部)
- ・水利基準における整備率が100%であるため
- ・消防車両等(消防団含む)の集結により対応可能と判断している
- ・木造建築物が密集する地域が複数存在し、全ての地域に対し配備することが困難

3. 火災発生時等の広報活動基準等

(1)

「火災警戒のための広報活動基準」は、「強風下」または「木造建築物密集地域」を勘案したものとなっていますか。

選択肢から選んでください。

(2月28日時点：回答消防本部：697)

- 強風下を勘案している・・・・・・・・・・・・・・・・ 187本部 (27%)
- 木造建築物密集地域を勘案している・・・・・・・・ 6本部 (1%)
- どちらも勘案している・・・・・・・・・・・・・・ 52本部 (7%)
- どちらも勘案していない・・・・・・・・・・・・・・ 186本部 (27%)
- 火災警戒のための広報活動基準は定めていない・・ 266本部 (38%)

(2)

「火災発生に備えた非常招集基準」は、「強風下」または「木造建築物密集地域」を勘案したものとなっていますか。

選択肢から選んでください。

(2月28日時点：回答消防本部：697)

- 強風下を勘案している・・・・・・・・・・・・・・・・ 117本部 (17%)
- 木造建築物密集地域を勘案している・・・・・・・・ 10本部 (1%)
- どちらも勘案している・・・・・・・・・・・・・・ 64本部 (9%)
- どちらも勘案していない・・・・・・・・・・・・・・ 343本部 (49%)
- 火災発生に備えた非常招集基準は定めていない・・ 163本部 (23%)

【「火災発生に備えた非常招集基準」を定めていないと回答した主な理由】

- ・非常招集を行わなくても、自本部の部隊を追加することで対応可能なため。
- ・火災発生後における非常招集基準のみ定めているため。
- ・火災が発生すれば無条件に非常招集としているため。

(3)

「火災発生に備えた資機材の準備要領」は、「強風下」または「木造建築物密集地域」を勘案したものとなっていますか。

選択肢から選んでください。

(2月28日時点：回答消防本部：697)

- 強風下を勘案している・・・・・・・・・・・・ 49本部 (7%)
- 木造建築物密集地域を勘案している・・・・・・ 7本部 (1%)
- どちらも勘案している・・・・・・・・・・・・ 27本部 (4%)
- どちらも勘案していない・・・・・・・・・・・・ 243本部 (35%)
- 火災発生に備えた資機材の準備要領は定めていない・ 371本部 (53%)

(4)

強風下における消火活動要領（・出火地点の消火・飛火警戒などについて定めるもの）の有無についてお答えください。

- 「有」 161本部 (22%)
- 「無」 572本部 (78%)

(5)

「消火活動要領」は、「強風下」または「木造建築物密集地域」を勘案したものとなっていますか。

選択肢から選んでください。

(2月28日時点：回答消防本部：697)

- 強風下を勘案している・・・・・・・・・・・・ 62本部 (9%)
- 木造建築物密集地域を勘案している・・・・・・ 54本部 (8%)
- どちらも勘案している・・・・・・・・・・・・ 100本部 (14%)
- どちらも勘案していない・・・・・・・・・・・・ 276本部 (40%)
- 消火活動要領は定めていない・・ 205本部 (29%)

4. 応援

(1)

隣接消防本部（都道府県外の消防本部を含む。以下同じ。）と締結した応援協定や同協定の細目等において、応援に必要な隊数や資機材等を判断することになっている者をお答えください。

※消防組織法第39条第2項に基づき、消防本部の間で締結された相互応援協定のみが対象です（以下の設問（2）～（10）において共通）。

○受援側消防本部 512本部（70%）

○応援側消防本部 175本部（24%）

○その他 46本部（6%）

【その他の主な内容】

- ・計画であらかじめ定められた隊が出動する。
- ・判断する者が定められていない。
- ・その都度協議して決定する。 等

(2)

隣接消防本部と締結した応援協定や同協定の細目等において、応援に要した経費のうち、応援側の消防本部が負担すると定められている経費をお答えください（複数選択可）。

※特殊な条件や事情の下で対応が異なる場合は除いて回答してください（以下の設問（3）において共通）。

第1位 隊員の手当・・・・・・・・・・・・・・・・ 638本部（87%）

第2位 燃料費・・・・・・・・・・・・・・・・ 594本部（81%）

第3位 機械器具の軽微な破損に係る修繕費・・・・・・・・ 519本部（71%）

(3)

隣接消防本部と締結した応援協定や同協定の細目等において、応援に要した経費のうち、受援側の消防本部が負担すると定められている経費をお答えください（複数選択可）。

第1位 燃料費（現地調達分）・・・・・・・・ 442本部（60%）

第2位 食料費・・・・・・・・・・・・・・・・ 359本部（49%）

第3位 消耗品費（現地調達分）・・・・・・・・ 325本部（44%）

(4)

貴都道府県内の隣接消防本部と締結した応援協定の有無についてお答えください。

※消防組織法第 39 条第 2 項に基づき、消防本部の間で締結された相互応援協定のみを対象としますが、そのうち、「都道府県内のすべての消防本部と締結した協定」、「航空機の応援協定」、「火災対応とは関係のない応援協定」及び「特定の場所（高速道路、トンネル、橋梁、空港等）で発生した災害のための応援協定」は対象外としてください（設問（5）～（9）において共通）。

（2月28日時点：回答消防本部：697）

○島しょ部等にある消防本部を除いた消防本部数 676

うち協定「有」 502本部（74%）

うち「都道府県統一協定に含めて規定」※ 171本部（25%）

うち「無」 3本部（1%）

※隣接消防本部と個別に協定を締結せず、都道府県内のすべての消防本部と締結した「都道府県統一協定」において、隣接消防本部との応援を含めて規定しているもの。

(5)

設問（4）で「有」と回答された消防本部にお聞きします。

貴消防本部が応援を要請した場合に、当該協定や協定の細目等において、隣接消防本部（都道府県外の消防本部を含む。）から貴消防本部へ応援を受けることができる隊の数、種別等を、事前に定めているかお答えください。

設問（4）で「有」と回答：502本部

○定めている 84本部（17%）

○一部は定めている 113本部（23%）

○定めていない 292本部（58%）

○未回答 13本部（3%）

(6)

貴都道府県外の隣接消防本部と締結した応援協定の有無についてお答えください。

(2月28日時点：回答消防本部：697)

○都道府県外消防本部と隣接する消防本部数※ 379本部

うち協定「有」 294本部(78%)

協定「無」 67本部(18%)

未回答 18本部(4%)

※島しょ部や都道府県境に接していない消防本部を除外したもの。

(7)

設問(6)で「有」と回答された消防本部にお聞きします。
貴消防本部が応援を要請した場合に、当該協定や協定の細目等において、隣接消防本部(都道府県外の消防本部を含む。)から貴消防本部へ応援を受けることができる隊の数、種別等を、事前に定めているかお答えください。

設問(6)で「有」と回答：294本部

○定めている 33本部(11%)

○一部は定めている 52本部(18%)

○定めていない 208本部(71%)

○未回答 1本部

(8)

貴都道府県外の隣接消防本部以外と締結した応援協定の有無についてお答えください。

(2月28日時点：回答消防本部：697)

○協定「有」 24本部(4%)

○協定「無」 673本部(96%)

(9)

設問(8)で「有」と回答された消防本部にお聞きします。

貴消防本部が応援を要請した場合に、当該協定や協定の細目等において、隣接消防本部(都道府県外の消防本部を含む。)から貴消防本部へ応援を受けることができる隊の数、種別等を、事前に定めているかお答えください。

設問(8)で「有」と回答：24本部

- 定めている 2本部(8%)
- 一部は定めている 2本部(8%)
- 定めていない 20本部(84%)

(10)

設問(4)、(6)、(8)の応援協定、都道府県内すべての消防本部と締結した応援協定に基づく応援体制を強化するための訓練を実施しているかどうかお答えください。

※消防組織法第39条第2項に基づき、消防本部の間で締結された相互応援協定のみを対象としますが、そのうち、「航空機の応援協定」、「火災対応とは関係のない応援協定」及び「特定の場所(高速道路、トンネル、橋梁、空港等)で発生した災害のための応援協定」は対象外としてください。

(2月28日時点：回答消防本部：697)

- 図上訓練、実動訓練ともに毎年度実施している 49本部(7%)
- 図上訓練のみ毎年度実施している 13本部(2%)
- 実動訓練のみ毎年度実施している 195本部(28%)
- どちらも毎年度実施していない 440本部(63%)

(11)

平成25年1月1日～平成27年12月31日の3年間に発生した火災のうち、隣接消防本部と締結した応援協定に基づき、隣接消防本部から応援を受けた火災件数(管内の消防力が不足したことを理由として応援を受けたものに限る。)をお答えください。

- 0件・・・・・・・・ 679本部(93%)
- 1件・・・・・・・・ 39本部(5%)
- 2件以上・・・・・・・・ 15本部(2%)

(12)

平成 25 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日の 3 年間に発生した火災のうち、貴都道府県内すべての消防本部で締結した応援協定に基づき、当該都道府県内の消防本部から応援を受けた火災件数（管内の消防力が不足したことを理由として応援を受けたものに限る。）をお答えください。

- ☐ 0 件・・・・・・・・ 7 1 7 本部（9 8 %）
- ☐ 1 件・・・・・・・・ 1 3 本部（ 2 %）
- ☐ 2 件以上・・・・・・・・ 3 本部（ 0 %）

5. 水利

(1)

防火水槽への充水や簡易水槽の設置など、水が不足した際の対応について事前計画の有無についてお答えください。

○「有」 87本部（12%）

○「無」 646本部（88%）

【「無」と回答した主な理由】

- ・自然水利が豊富で、また消火栓が充足しており不足することはないと想定しているため。
- ・部隊の増隊で対応可能と考えているため。
- ・消防団による補水、また遠距離からの中継送水などで対応するため。
- ・補水設備を備えた防火水槽などを整備しているため。
- ・大型の水槽車を整備し補水する体制を整えているため。
- ・災害の状況により、都度対応するため事前計画は定めていない。
- ・計画の策定について現在検討中。

(2)

大容量の水源を確保するため地下深層から取水する、いわゆる「深井戸」を整備していますか。

○「Yes」 27本部（4%）

○「No」 706本部（96%）

(3)

設問（2）で「Yes」と回答した場合、整備目的を記載してください。

設問（2）で「Yes」と回答：27本部

【主な回答内容】

- ・水道管の敷設がない、他の水利施設の設置が困難なため・ （2本部）
- ・震災時における水利として・・・・・・・・・・・・・・・・ （3本部）
- ・災害時の飲料水確保として・・・・・・・・・・・・・・・・ （2本部）
- ・地下水が豊富、消火栓設置費用より安価なため・・・・ （2本部）
- ・消火用水として整備しているが明確な目的が不明・・・・ （18本部）

(4)

設問(2)で「No」と回答された場合、自本部の管内に「深井戸」の整備が必要な地区等がありますか。

設問(2)で「No」と回答：706本部

- 「有」 37本部 (5%)
- 「無」 669本部 (95%)

(5)

設問(4)で「有」と回答された消防本部にお聞きします。整備における課題について選択肢から選んでください。(複数回答可)

設問(4)で「有」と回答：37本部

- 財政面(設置及び維持管理費等) 36本部 (97%)
- 地勢的な条件 36本部 (97%)
- その他 2本部 (5%)
 - ・ 現在まで深井戸整備について検討したことがない。
 - ・ 深井戸の設置方法等に関する知識不足。

(6)

スーパーポンパー(自然水利等から遠距離大容量送水が可能な車両等)の有無についてお答えください。
※送水可能距離 1,000m以上、最大送水量 3,000ℓ/m以上のものに限る。

- 「有」 19本部 (3%)
- 「無」 714本部 (97%)

(7)

設問(6)で「有」と回答した場合、当該車両等の台(組)数、整備経緯(無償使用・補助金・地方債・一般財源・その他)、送水可能距離(m)、最大送水量(ℓ/m)についてお答えください。

設問(6)で「有」と回答：19本部(消防艇によるものは除く。)

【1本部での保有台数】

- ☐ 1台(組) 15本部
- ☐ 2台(組) 2本部
- ☐ 4台(組) 1本部
- ☐ 24台(組) 1本部

【整備経緯】

- ☐ 一般財源 29台(組)(62%)
- ☐ 無償使用制度 10台(組)(21%)
- ☐ 補助金 4台(組)(9%)
- ☐ 補助金、地方債及び一般財源 . . . 2台(組)(4%)
- ☐ 地方債 1台(組)(2%)
- ☐ その他(無償譲渡) 1台(組)(2%)

【送水可能距離×最大送水能力】

- ☐ 1,000m×3,000 ℓ/m 28台(組)
- ☐ 1,000m×4,000 ℓ/m 5台(組)
- ☐ 1,000m×4,500 ℓ/m 1台(組)
- ☐ 1,800m×4,000 ℓ/m 8台(組)
- ☐ 2,000m×4,000 ℓ/m 1台(組)
- ☐ 2,000m×8,000 ℓ/m 4台(組)

※ 送水可能距離及び最大送水能力は、1台(組)の車両等が保有するホースの数によるものであり、2台(組)以上の組み合わせにより、距離の延長又は送水量の増加も見込まれる。

(8)

設問(6)で「無」と回答した場合、本件火災をうけて自本部へのスーパーポンパーの配備の必要性について選択肢から選んでください。

設問(6)で「無」と回答：714本部

- ☐ 「必要性を感じた」 392本部(55%)
- ☐ 「必要性を感じなかった」 322本部(45%)

(9)

設問（８）で「必要性を感じなかった」と回答した場合は、理由を記載してください。

設問（８）で「必要性を感じなかった」と回答：３２２本部

【主な回答内容】

- 他の対応策がある
 - ・ 水利条件が良好なため。
 - ・ 防火水槽が充足しているため。
 - ・ 大型水槽車を配備しているため。
 - ・ 消防団との連携により対応可能。
 - ・ 消防団と連携し、自然水利からの中継送水を行う方が設備管理の観点からも現実的であるとする。
 - ・ 海水等の大量の水が必要な場合は、海上保安署の巡視艇を要請するため。
 - ・ 消防艇から海水を送水することとしている。
 - ・ 遠距離中継送水が必要な地域には個別に警防計画を策定している。
 - ・ 単独市町村で整備するより、相互応援協定に基づき整備済みの隣接消防本部等へ応援要請を行う。
 - ・ 近隣応援、県内応援の体制が充実している。
 - ・ 現有の消防力で対応可能と判断できるため。
- 運用条件が整わない
 - ・ 大容量が取水可能な水源がない。
 - ・ 車両保管場所が確保できない。
 - ・ 運用する人員の配置ができない。
 - ・ 大規模な消防本部であれば、運用も可能であるが、小規模本部では人員不足のため運用できないと思われる。
 - ・ 維持管理費などの問題。
- 活用が見出せない
 - ・ 道路幅が狭い地域が多く、機動力を生かせないため。
 - ・ スーパーポンパーを運用するに必要十分な水源（湖沼）と、強風下で被害が拡大すると予想される住宅密集地との間に距離があるため。
 - ・ 海沿いの地域でないこと。
 - ・ 必要とするような火災等の発生はなく、発生することも著しく低いと思われる。
 - ・ 費用対効果が見られない。

- ・地水利状況や警防体制を考慮した場合に活用頻度が少ない。
- ・水利が不足するような大規模延焼火災を想定していなかった。
- ・本市の住宅はほとんどが RC 造で、木造の住宅が少ないため。

(10)

設問（８）で「必要性を感じた」と回答された本部にお聞きします。自本部へのスーパーポンパー配備における課題について選択肢から選んでください。
（複数回答可）

設問（８）で「必要性を感じた」と回答：３９２本部

- | | |
|---------------|------------|
| ○ 財政面（維持管理費等） | ３８２本部（９７％） |
| ○ 運用面（人的な不足等） | ３２６本部（８３％） |
| ○ 配置場所の確保 | ２６３本部（６７％） |
| ○ その他 | １９本部（５％） |
- ・国土交通省河川事務所が導入を検討しているため。
 - ・その他に必要な車両がある。
 - ・大きな水源が少ない。
 - ・必要性はあるものの、当本部での運用は困難で、地方・県下・地域での配備が望ましい。
 - ・一戦級の消防車救急車の更新もできていない。
 - ・管轄内自然水利までの経路が狭く大型車両での侵入が困難であるため。

(11)

地元建設業協会及び個別の地元建設業者との間で給水活動についての協定の有無についてお答えください。

- 「有」 １０２本部（１４％）
- 「無」 ６３１本部（８６％）

【「無」と回答した主な理由】

- ・締結する建設業協会等がないため。
- ・市町村部局等において災害時の応急対策等についての協定は締結しているが、火災等における給水活動の内容は含まれていないため。
- ・必要性がないと考えているため。
- ・協定締結に向け検討中、今後検討する。

6. 消防団の装備

(1)

強風下等での消防活動における消防団の装備・安全管理マニュアル等の有無についてお答えください。(整備状況)

- 「有」 30本部 (4%)
- 「無」 703本部 (96%)

(2)

「強風下等での消防活動における消防団の装備」について、何を配備していますか。(主な例をいくつか記載してください。)

【火災鎮圧用】

- ストレートノズル, スムースノズル
- 背負式消火水のう (ジェットシューター)
- 水幕ホース等

【個人安全確保】

- 防火衣一式 (防火衣、防火帽^(※)、防火用長靴、防火手袋) (※)シールド付きを含む
- 防塵メガネ (救助活動用) 等

7. 情報

(1)

消防本部において、都道府県防災ヘリなどにより、ライブで全体を俯瞰して確認できる映像を入手し消火活動に活用するための手段や手順等を定めた要領の有無についてお答えください。（「有」の場合は当該要領等を提出）

- 「有」 41本部（6%）
- 「無」 692本部（94%）

(2)

平成25年1月1日～平成27年12月31日の3年間に発生した火災のうち、情報収集活動のために消防防災ヘリが活動した火災の有無をお答えください。

- 「有」 143本部（20%）
- 「無」 590本部（80%）

8. 訓練

(1)

「本件火災のように木造建築物が密集した地域」での強風下における消火活動のための訓練（実動訓練及びシミュレーション等を活用した図上訓練）の実施の有無についてお答えください。

- 「有」 185本部（25%）
- 「無」 548本部（75%）

(2)

設問（1）で「有」と回答した場合、常備消防と消防団との連携訓練の有無についてお答えください。

設問（1）で「有」と回答：185本部

- 「有」 96本部（52%）
- 「無」 89本部（48%）

9. 火災予防

(1)

「本件火災のような木造建築物が密集した地域」において、出火防止、火災の早期発見、初期消火の実効性を向上させるために講じている方策がありますか。

- 「Yes」 193本部（26%）
○「No」 540本部（74%）

(2)

設問（1）で「Yes」と回答した場合、具体的な内容を記述してください。

設問（1）で「Yes」と回答：193本部

【主な回答内容】（重複回答あり）

- 当該地域内における車両巡回、防火訪問など防火広報等を実施（92本部）
- ・過去にあった「函館大火」を鑑みて、市民の防火意識高揚を目的とした防火訪問や、消防団との合同消防訓練を毎年「大火のあった日（3月21日頃）」に実施している。
 - ・住宅防火推進地区に設定しており、地域住民一人一人の防火意識の高揚を図るため、住宅防火診断や防火座談会を積極的に実施している。また、地区住民についても、地区内の防火パトロール等を行い、地区をあげて防火対策を行っている。
- 当該地域内における住宅用火災警報器の普及啓発（55本部）
- ・火災予防運動等の機会を捉えて優先的に住宅防火指導を行っている（住警器の設置、維持管理等）
 - ・旧市街地（住宅密集地）において、地域住民と協働で住宅用火災警報器の完全設置や初期消火体制の充実を推進するモデル地区を指定する。
- 当該地域内の自主防災組織等による防火防災訓練の実施（55本部）
- 当該地域内の自主防災組織等による街頭消火器、スタンドパイプ、可搬ポンプなど地域への初期消火用資器材の配備（32本部）
- 消防活動計画、警防調査など消防活動面の事前対策（30本部）
- 当該地域内における立入検査の実施（11本部）
- 庁舎カメラ等による監視警戒（9本部）

10. 火災気象通報・火災警報

(1)

消防法第22条第2項に基づく、都道府県知事からの通報が市町村長部局のみに対して行われている場合、その情報が消防本部に提供されないことになっていますか。

(2月28日時点：回答消防本部：697)

- 「Yes」 1本部 (1%)
- 「No」 696本部 (99%)

(2)

設問(1)で「Yes」と回答された消防本部にお聞きします。
情報が提供されない理由を記載してください。

設問(1)で「Yes」と回答：1本部

【回答内容】

- ・特に理由なし(今後、情報提供されるよう市町村長部局と調整を図る)

・

(3)

設問(1)で「No」と回答された消防本部にお聞きします。
平成27年中に、消防法第22条第2項に基づく、都道府県知事からの通報を受けたことがありますか。
※広域連合または一部事務組合において、構成団体の一部の市町村のみが通報を受けた場合も含みます。
※都道府県から直接または市町村長部局を経由して受けた場合のいずれも含みます。

設問(1)で「No」と回答：696本部

- 「Yes」 337本部 (48%)
- 「No」 352本部 (51%)
- 未回答 8本部 (1%)

(4)

設問(3)で「Yes」と回答された消防本部にお聞きします。
設問(3)の通報を受けた場合に、消防法第22条第3項に基づく火災に関する警報を発令したことがありますか。
※広域連合または一部事務組合において、構成団体の一部の市町村のみが発令した場合も含みます。
※当該発令事務を市町村長部局または消防本部のいずれかが発令した場合も含みます。

設問(3)で「Yes」と回答：337本部

- 「有」 32本部(9%)
- 「無」 259本部(77%)
- 未回答・不明 46本部(14%)

(5)

設問(4)で「無」と回答された消防本部にお聞きします。
警報を発令しなかった理由を選択肢から選んでください。
(複数選択可)

設問(4)で「無」と回答：259本部

- 消防法第22条第3項に基づく火災に関する警報を発令するための基準を定めていないため・・・・・・・・・・・・ 42本部(16%)
- 火の使用制限を行うことによる、社会的影響を勘案したため・・ 45本部(17%)
- 管内の気象状況が一様でなかったため・・・・・・・・・・・・ 75本部(29%)
- 出動隊の増隊などにより火災発生に備える体制を確保したため・ 15本部(6%)
- 理由は特にない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32本部(12%)
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103本部(40%)

【その他の主な回答内容】

- 基準等
 - ・ 火災予防条例等で独自に定める火災警報発令の基準に達していなかったため。
- 警報発令に代わる方法
 - ・ 防災行政無線、車両等を用いて予防広報を実施しているため。
- その他
 - ・ 隣接市町との調整ができていないため。
 - ・ 近隣地域の発令状況を勘案したため。
 - ・ 市町村長の判断により発令しなかった。

(6)

消防法第 22 条第 2 項に基づく通報を受けずに、気象の状況が火災の予防上危険であると認め、火災警報を発令したことがありますか。
(消防法第 22 条第 3 項)

- 「有」 72 本部 (10%)
- 「無」 661 本部 (90%)

(7)

設問 (6) で「無」と回答した場合、発令しなかった理由を記載してください。

設問 (6) で「無」と回答：661 本部

【主な回答内容】

- 基準
 - ・火災予防条例等で独自に定める火災警報発令の基準に達していなかったため。
 - ・消防法第 22 条第 2 項に基づく通報を火災警報の発令基準としているため。
- 社会的影響
 - ・市町村条例で定める火の使用制限を伴うことから、社会生活への影響を考慮したため。
- 警報発令に代わる方法
 - ・防災行政無線、車両等を用いて予防広報を実施しているため。
 - ・警戒巡視を実施しているため。
 - ・火災発生に備え部隊を増強する。
- 気象観測
 - ・気象を正確に把握する気象観測装置がないため。
 - ・管内面積が広く、気象状況が一様でないため。
- その他
 - ・気象の状況だけでは火災危険に対する予測が困難であり危険性の判断ができないため。
 - ・隣接市町との調整が出来ていないため。
 - ・明確な理由なし。

11. 住民避難

(1)

消防本部に遠隔制御卓が設置されている等、防災行政無線等(※)の伝達手段を利用して、消防本部から直接住民へ情報伝達できる体制となっていますか。
(※)防災行政無線のほか、緊急速報メール、コミュニティ FM (自動起動) や IP 告知など住民に PUSH で情報を伝えることができる手段

- 「Yes」 5 2 3 本部 (7 1 %)
- 「N o」 2 1 0 本部 (2 9 %)

(2)

火災が発生した場合は、規模に関わらず迅速に防災行政無線等 (※ 1) により、火災が発生したことを住民 (※ 2) に情報伝達することとなっていますか。
(※ 1) 防災行政無線のほか、緊急速報メール、コミュニティ FM (自動起動) や IP 告知など住民に PUSH で情報を伝えることができる手段
(※ 2) 消防団に伝達する際に、合わせて住民にも伝達される場合を含む。

- 「Yes」 4 4 7 本部 (6 0 %)
- 「N o」 2 8 6 本部 (3 9 %)

(3)

火災を対象とした避難勧告等の発令基準を定めていますか。

- 「Yes」 9 2 本部 (1 3 %)
- 「N o」 6 4 1 本部 (8 7 %)

(4)

設問（３）で「Ｙ ｅ ｓ」と回答した場合、発令するタイミングと対象エリアについて御教示ください

設問（３）で「Ｙ ｅ ｓ」と回答： 9 2 本部

【主な回答内容】

○ 発令のタイミング

- ・ 火災が延焼、拡大して容易に鎮圧が難しく、防御線を決定して阻止するとき。
- ・ 住民の生命・身体に危険があると認めたとき。
- ・ 爆発の危険を伴う火災等で特に地域住民の避難を必要とするとき。
- ・ 消防活動困難区域等から出火し、広大な区域にわたって消防活動が不能となったとき。

○ 対象エリア

- ・ 気象状況などを勘案し、延焼の及ぶ範囲を予想し設定。
- ・ 火災警戒区域内、消防警戒区域内。

(5)

住民の避難支援に関する情報を警察等の他の機関や自主防災組織と共有する仕組みを構築していますか。

○ 「Yes」 1 4 7 本部（ 2 0 %）

○ 「N o」 5 8 6 本部（ 8 0 %）

(6)

設問（５）で「Ｙ ｅ ｓ」と回答した場合、各機関が行うこととなっている避難支援の内容を御教示ください

設問（５）で「Ｙ ｅ ｓ」と回答： 1 4 7 本部

【主な回答内容】

- ・ 警察、防災関係機関、地元自主防災組織等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行う。
- ・ 市、消防は警察と協力し防災行政無線、ケーブルテレビ、FM 放送、ホームページ、サイレン、市内巡回等により住民に避難を伝達する。消防団員、自治会、自主防災組織等は各戸に伝達する。
- ・ 消防、警察、保健所、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等により避難行動支援者情報の共有化及び活用による安否確認を行う。